

Q		A	受注者希望型	発注者指定型
① 対象 工事 の 選 定	1	当初、発注者が現場施工が短いと判断し、対象外としていた工事について、7日以上となることが判明した場合、対象に入れることは可能か。	要領記載のとおりです。	—
	2	対象工事外に例示のある「緊急的、時間的制約があるもの」の具体的な想定は何か。	例1：供用予定日が決まっている工事 例2：耕作に使用予定時期が決まっている工事（ほ場整備工事含む） 例3：予算執行上、年度を跨いでの工期延期は出来ないなど、完成工期が決まっておリ、週休2日が困難な工事	左と同じ。
	3	「緊急的、時間的制約があるもの」として発注者が対象外とした工事において、受注者が週休2日工事可能として協議があった際の取り扱いはどうか。	要領記載のとおりです。	—
② 実 施 方 法	4	週休2日工事の対象とした場合は、当初積算から週休2日の補正を行うのか。	当初積算では週休2日の補正を行いません。設計変更時に現場閉所状況に応じて補正を行ってください。	当初から見込みます。
	5	試行対象工事を受注し、達成できなかった場合、成績評定での減点はあるのか。	現時点では、成績評定での減点措置は行いません。 なお、令和6年度以降は検討中です。	左と同じ。
	6	施工途中で週休2日工事の実施が困難となった場合に実施を取りやめることはできるのか。	指定様式「週休2日工事の実施希望の報告について」により、「2. 希望しません」へ変更し、再提出して下さい。ただし、結果的に週休2日が達成できたとしても、提出を受け付けた場合、週休2日の補正を行いません。	—
	7	対象工事外であっても結果的に週休2日が達成できていた場合、補正を行ってもよいか。	対象工事に限り補正を行います。（要領記載のとおり）	—
	8	週休2日工事を希望した場合、4週8休を実施しなければならないのか。	週休2日とは4週8休以上を定義していますので、まずは4週8休以上を目指して、現場運営して下さい。その結果、4週6休または4週7休になった場合は、各々の閉所率に応じて週休補正を行い、設計変更します。	—
	9	工期の前半は現場が稼働せず、残り1～2か月の時点で本格的に動き出し、日曜日のみ休むような工事についても、工期全体の現場閉所率を算出し、補正を行うのか。	行います。	左と同じ。

Q		A	受注者希望型	発注者指定型
② 実施方法	10	休日の実績確認は、作業日報や出勤簿を確認しなければならないのか。	原則、休日等取得実績表のみで判断します。しかし、虚偽が判明した場合、関係法令により処罰の対象になります。なお、特に疑義があれば、監督職員の判断により出勤簿等の提示を求めることがあります。	左と同じ。
	11	休日の実績で下請け労働者の出勤簿の提示も求められるのか。	A10と同じ	左と同じ。
	12	増工となった場合に、工期延期日数をどのように設定すればよいか。	まず、発注者において、増工分に対して、積上方式、または、簡便式により延期日数を算出してください。 その後、工期に関する特記仕様書に基づき、受注者との協議を経て、延期日数を定めて下さい。	左と同じ。
	13	精算時より前に週休2日工事補正を行うことは可能か。	精算時より前であっても、設計変更することは可能です。設計変更時点の現場閉所状況及び設計変更時点以降に想定される現場閉所状況により判断してください。なお、精算時に必ず実績を確認してください。	左と同じ。
	14	施工箇所が点在する工事において週休2日工事に取り組み場合、施工箇所ごとに現場閉所率を算定し、補正を行うのか。	施工箇所ごとに判断するのではなく、1契約単位で現場閉所状況を確認し、補正を行ってください。	左と同じ。
	15	工場製作期間は対象期間に含まれないが、週休2日工事の補正は行うのか。	工場製作は週休2日工事の補正を行いません。	左と同じ。
目③ 対象取期間の設定及び現場閉所（休	16	工事全体を一時中止にする期間は対象期間に含まれないが、建設工事積算基準に記載の算定方法に基づき、一時中止の増加費用等を算出する場合、週休2日工事の補正は行うのか。	建設工事積算基準の「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について」の算定方法による費用算出を行う場合、算出に用いる土木一般世話役（R）には週休2日工事の補正を行いません。また、積上げ費用（α）に週休2日工事の補正は行いません。	左と同じ。
	17	電柱移転等や地元調整等で着工に遅れた場合や施工が出来ない期間があった場合の取り扱いはどうしたら良いか。	その原因を明確にし、必要に応じて適切に対応して下さい。 ●発注者に責がある場合： ①工事が動いていない期間が明確である場合は、当該期間を対象期間から控除することが出来る。 ②受注者が計画した休日を振替える場合は、対象期間から外さずに休日扱いとしても良い ●発注者に責がない場合：上記②と同じ。	左と同じ。
	18	工期末より早期に工事が完了した場合や工期延期した場合、対象期間はいつまでとなるのか。	いずれの場合も、工事完成通知書提出日の20日前までの期間を対象期間とします。	左と同じ。

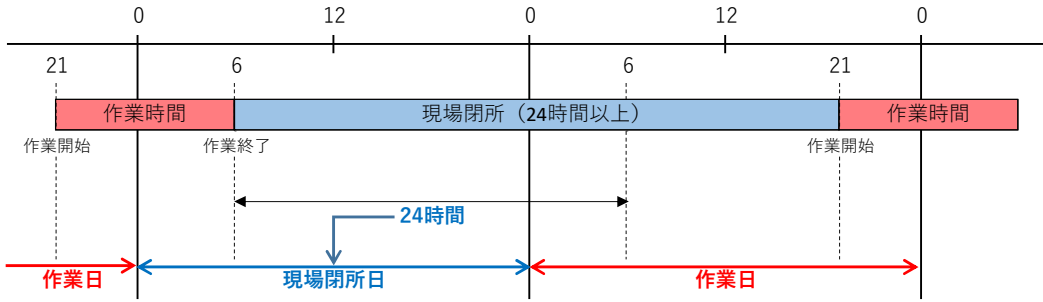
Q		A	受注者希望型	発注者指定型
③ 対象期間 の設定 及び 現場 閉所 (休日) の 取り 扱い	19	対象外期間として年末年始6日間、夏季休暇3日間とあるが、具体的にいつを設定しており、土日を含む場合はどのように取り扱えば良いか。例えば、12月30日、31日が土日の場合の取り扱い。	年末年始6日間、夏季休暇3日間の取扱については、以下のとおりとする。 ・年末年始休暇期間は12月29日から1月3日までの6日間（土日含む） ・夏季休暇期間は土日以外の任意の3日間（基本はお盆期間）	左と同じ。
	20	現場閉所の例外として「現場管理上必要な作業」とは、具体的にどのようなことなのか。	現場管理上必要な作業とは以下のような作業です。 ・巡回パトロールや保守点検 ・コンクリート養生等の品質確保上最低限の作業 ・交通誘導警備 ・その他、監督職員が必要と認めた作業	左と同じ。
	21	創意工夫のみを行った日の取り扱いはどうか。	・対象期間とします。 ・現場閉所か否かは、創意工夫が現場管理上必要な行為かどうかで判断して下さい。 →・現場管理上必要な場合：現場閉所 ・現場管理上必要ではない場合：通常工事と同じ（現場閉所ではない）	左と同じ。
	22	一般資材の納入を待っている期間は、工場製作期間として取り扱い対象期間から控除するのか。	工場製作期間ではありません。控除せず対象期間として取り扱って下さい。	左と同じ。
	23	必ず土・日曜日に休まないといけないのか。	対象期間中の現場閉所割合にて判断しますので、土・日曜日を必ず休日として確保しなければいけないということはありません。	左と同じ。
	24	大雨、大雪により休工となった場合も休日としてカウント出来るのか。	雨天、降雪等により、現場及び現場事務所が閉所されていれば現場閉所として扱って下さい。	左と同じ。
	25	現場代理人や作業員が、現場閉所日に他の現場作業（施工や除雪業務等）をしていた場合も現場閉所となるのか。	現場閉所とは、「1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態」としているため、現場閉所として取り扱って下さい。このたびの試行は、現場閉所率を経費の補正や評価の指標としており、受注者の従業員の働き方を縛るものではありません。しかしながら、本試行の趣旨を踏まえて従業員が休日を確保できるよう配慮願います。	左と同じ。
	26	現場事務所で事務作業を行うだけであれば現場閉所とみなしてよいか。	現場閉所とはなりません。現場閉所とは、現場事務所での事務作業を含めて実施されていない状況を指します。	左と同じ。
27	現場事務所でなく、会社にて事務作業を行う場合は現場閉所とみなしてよいか。	現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とみなすことはできません。	左と同じ。	

Q		A	受注者希望型	発注者指定型
③ 対象期間 の設定 及び 現場閉 所（休 日） の取 り扱 い	28	施工の準備のために、対象工事現場内の除雪作業のみを実施した場合には現場閉所として扱えるのか。	仮設備点検等のための必要最小限の除雪を超えるものについては、現場作業と見なします。	左と同じ。
	29	一般交通を供するために行う現場内除雪のみを行った場合は現場閉所として扱えるのか。	一般交通を供するために行う除雪作業等の安全確保作業のみの場合は現場閉所とみなします（一般交通と関係のない現場内の除雪作業は現場閉所としない）。	左と同じ。
	30	工事用道路を他工事と供用している場合に、交通誘導警備員のみが現場に出ている場合は、現場閉所となるのか。	交通誘導警備員のみが規制作業を行っている場合は、現場閉所とみなします。	左と同じ。
	31	半日休工を2回行った場合、1日分の休日としてカウントできるのか。	1日を通して現場閉所がなされている場合に休日としてカウントできるため、半日休工は現場閉所として認められません。	左と同じ。
	32	夜間工事の場合の現場閉所日の考え方は。	作業日の翌早朝の作業（後片付けを含む）完了後、24時間以上の現場閉所が認められる場合に現場閉所日扱いとします。（夜間工事・2交替工事の事例を参考）	左と同じ。
	33	2交替工事の場合の現場閉所日の考え方は。	2交替工事の2の組が翌早朝に行う作業（後片付けを含む）完了後、24時間以上の現場閉所が認められる場合に現場閉所日扱いとします。（夜間工事・2交替工事の事例を参考）	左と同じ。
	34	既に起案した災害復旧工事を受発注者協議で受注者希望型とする場合の対象期間の取扱いは。	対象期間は要領記載のとおりとします。 既に工事着手している工事は、受発注者協議により、要領記載の対象期間で週休2日工事の取り組みを行うことができます。	—

Q		A	受注者希望型	発注者指定型
④ 工事費の積算	35	見積で歩掛を設定している場合の補正方法は。	4週6休未満の見積仕様を示した上で見積を行っていて、歩掛内の労務費・機械経費（賃料）の区分が明確である場合は、要領記載の積算方法に基づく補正を行うことができます。	左と同じ。
⑤ 履行証明書の発行	36	発注者指定型の場合で、対象期間終了後に提出された休日等実績表を確認した結果4週8休未満だった場合、現場の閉所状況に応じた証明は行うのか。	—	4週8休以上の場合のみ、履行を証明するものとします。

夜間工事・2交替工事の事例

1. 夜間工事の場合



2. 2交替工事の場合

